

職場の安全衛生チェックリスト

このチェックリストで事業場の安全衛生活動状況が確認できます。
労働災害が発生してからでは手遅れです。現在の取り組みが不十分な項目は以下の
サイトを参考にして早急に改善しましょう。

できている ○
できていない×

助成金、厚生労働省認定制度チェック事項 (詳細は、ポータルサイトで【 】の言葉で 検索)		○×
【労働条件等関係助成金】、【雇用関係助成金】を取りまとめたサイトを知っていますか		
厚生労働省が認定を行い、メリットもある以下の制度を知っていますか		
労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業【安全衛生優良企業公表制度】		
従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体【SAFEコンソーシアム】		
女性活躍推進の取組が優良な企業【えるぼし】		
子育てサポートへの取組が優良な企業【くるみん】		
障害者雇用に関する優良な中小事業主【もにす】		
若者の雇用管理状況が優良な中小企業【ユースエール】		

一般安全衛生対策チェック事項		○×
安全管理者、衛生管理者（労働者数 50 人未満の場合は安全衛生推進者）を選任し、氏名を 掲示していますか		
労働者（パート・アルバイトは週 30 時間以上勤務で1年以上働くことが見込まれる方）に雇い入 れ時健康診断を実施し、その後1年に1回、定期健康診断を実施していますか		
深夜業を含む業務（22 時～5 時までの間に週1回、または月4回以上）に従事している労働 者に6か月ごとに1回、定期健康診断を実施していますか		
雇い入れ時及びその後1年に1回、安全衛生教育を実施していますか		
4 S 活動に取り組んでいますか		
K Y 活動に取り組んでいますか		
エイジフレンドリーガイドラインを知っていますか		
フォークリフトや積載型トラッククレーンの作業計画書を作成していますか		
荷物を高く積み上げていませんか（2 m 積み上げると“はい作業主任者”が必要です）		

点検の結果、×が付いた項目は以下のサイトを参考に取り組んでください。

ケミガイド

[検索](#)

化学物質



あんぜんさいと

[検索](#)

リスクアセスメント、転倒災害防止、
腰痛予防対策、交通労働災害防止



こころの耳

[検索](#)

メンタルヘルス対策全般、ストレスチェック



福岡産業保健

[検索](#)

福岡産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、
メンタルヘルス対策支援、治療と仕事の両立支援、
労働衛生関係研修会



北九州東労働基準監督署

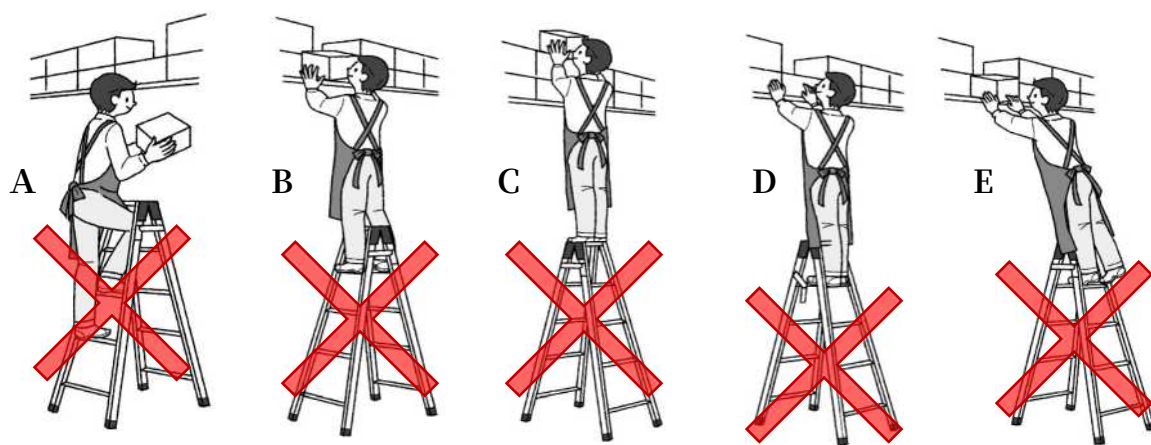
R7.4

交通労働災害防止（通勤も含む）チェック事項	○×
雇い入れ時及びその後定期的に交通労働災害防止教育を行っていますか	
交通労働災害防止担当管理者を選任していますか	
体調が悪いときは運転をさせていませんか	
異常気象や道路通行止めなどの際に運転者をあわてさせる指示を出していませんか	
事故多発地点、ヒヤッとした場所等の交通安全情報マップを作成し、周知していますか	



階段からの転落災害防止チェック事項	○×
階段の両側に手すりを設置していますか	
手すりを持つように表示していますか	
踏み面の先端を着色し境界を目立たせていますか	
踏み面の先端にすべり止めを取り付けていますか	
階段の中央に線を引き、昇降方向を表示していますか (降り方向の幅をせまくすると恐怖心が高まり転落災害防止の効果が高いと言われています)	
照度は確保されていますか	
手荷物は手すりを持つことができる量ですか	

スリッパなどの脱げやすいもの、靴底がすり減っているものを履いていませんか	
雨などで濡れる場所は屋根を付ける、吸水マットを敷くなどの対策を行っていますか	



脚立からの墜落災害防止チェック事項	○×
A 荷物を持って昇降していませんか	
B 天板を跨（また）いでいませんか（脚立ごと倒れそうになった時に脚立から足が抜けなため、片側に乗って下肢を脚立に当て安定させる。）	
C 天板や一番上の踏みさんに立っていませんか	
D 開き止めは両側とも使用していますか	
E 脚立から体を持ち出していませんか	
高所の場合、ヘルメット（墜落時保護用の表示があるもの）を着用させていますか	
特に守らせたいルールを脚立に表示していますか（A 4サイズの紙（ラミネート加工が望ましい）に大きな文字で簡潔に書き、天板からぶら下げる。）	
メーカーの仕様書に沿って定期点検していますか	

転倒災害防止チェック事項		○×
雇い入れ時及びその後定期的に転倒予防教育を行っていますか		
通路、床など置き場でない場所に物を置いていませんか		
水、油、粉類が放置されていませんか		
転倒しやすい場所はその要因を取り除く、すべり止めテープを貼るなどを行っていますか		
照度は確保されていますか		
転倒しやすい場所に注意標識を掲示していますか		
事業場内の危険・注意箇所を示した転倒災害防止マップを作成し、周知していますか		
ポケットに手を入れたまま歩くこと、書類や画面を見ながら歩くことを禁止していますか		
ストレッチ体操や転倒予防運動を取り入れていますか		
作業靴は作業場所に応じた耐滑性を有していますか	 	
靴の重心が前にありませんか		
靴の劣化、靴底の溝を定期点検していますか		

腰痛予防対策チェック事項		○×
雇い入れ時及びその後定期的に腰痛予防教育を行っていますか		
腰痛予防体操を取り入れていますか		
人力で持つ荷の制限荷重を定めていますか（作業者の性別、年齢、体格などに応じて定める）		
長時間立ったままの作業を行わせていませんか		
長時間座ったままの作業を行わせていませんか		

メンタルヘルス対策チェック事項		○×
メンタルヘルス推進担当者を選任していますか		
心の健康づくり計画を策定していますか		
メンタルヘルス対策の基本である4つのケアを推進していますか		
ストレスチェックを導入していますか		
福岡産業保健総合支援センター、地域産業保健センターの業務内容を知っていますか		
メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」で労働者が直接相談できることを周知していますか		

荷役作業の安全対策（荷主が求められる措置）チェック事項		○×
荷役作業を行わせる場合は事前に安全作業連絡書等で作業内容を通知していますか		
フォークリフトやクレーンを貸与する場合は必要な資格を確認していますか		
作業場所は十分な明るさを確保していますか		
荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保していますか		
移動式昇降設備、墜落制止器具取付設備（親綱等）の設置により荷台からの墜落や転落を防ぐ対策を講じていますか		
作業場所の段差や傾斜がある場所は転倒を防ぐ対策を講じていますか		
荷役作業の遅延等で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定していますか		
改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしていませんか		

リスクアセスメント（RA）チェック事項	○×
RAは、作業ごとの危険性や有害性（リスク）を点数付け（アセスメント）し、あらかじめ必要な措置を検討する一連の流れであることを知っていますか	
RAは、既にある作業標準書や、労働災害事例、ヒヤリハット事例を活用して取り組むことができるため、一から始める必要がないことを知っていますか	
RAに簡単に取り組むことができる「実施支援システム」が、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に掲載されていることを知っていますか	
RAは労働安全衛生法第28条の2、第57条の3に基づいて取り組む必要があることを知っていますか	
RA実施責任者、職場ごとの担当者を選任していますか	
RAを適切に実施するため、責任者、担当者に教育を行っていますか	
作業の流れに沿い、ケガが発生する可能性がある事例を洗い出していますか （フォークリフト作業の例：始業前点検→乗り込む→キーを挿入して始動させる→・・・→フォークリフトから降りる という一連の作業ごとにケガが起こりえる事例を考える。基本として、一つの作業で複数の事例を探し出す。）	
作業の頻度や重篤度（死亡、骨折、かすり傷）などを組み合わせて点数付けして、リスクレベルを出していますか	
リスクレベルを下げるために作業の廃止や代替化、安全対策の実施、作業方法の変更などを検討し、計画的に改善していますか	
労働者への教育や、労働者に気を付けて作業させるなど、労働者任せの対策で点数やリスクレベルを下げていませんか （リスクレベルを下げるのが目的ですが、無理に下げることは危険に蓋をすることになります。残ったリスクは残存リスクとして適切に管理しましょう。）	
対象となる機械設備や危険作業（高所作業）などが残っているにもかかわらず重篤度の点数を下げていませんか（一般的に重篤度は下がりにくいと言われています）	
作業者に残存リスクを定期的に教育していますか（繰り返しの教育や作業状況のチェックが重要です。）	
RA実施にかかる年間計画表（月や週ごと）を作成し、すべての作業を計画的に実施していますか	
月1回の安全衛生委員会（職場会議）でRAを審議していますか	
年1回はリスクレベルを下げるための対策を再検討し、点数付けをやり直していますか	

化学物質を取り扱っていますか（業務用洗剤、漂白剤なども化学物質に該当します。）	
化学物質の安全データシート（SDS）を知っていますか	
化学物質の購入時、その後1年程度ごとにSDSの改定状況を確認していますか	
化学物質の危険性（爆発、火災など）を点数付けして、リスクレベルを出していますか	
化学物質の有害性（中毒、ガンなど）を点数付けして、リスクレベルを出していますか	
化学物質について、上記、太枠の措置を実施していますか	
安全な化学物質への代替化を積極的に行っていますか	
「法規制がない」ことが安全な化学物質と考えていませんか （有害性が高いにもかかわらず法規制が追い付いていない場合もあります。有害性はSDSで判断しましょう。なお、SDSに知見なしやデータなしと記載がある場合は、有害情報が明らかでない場合を含んでいることに留意しましょう）	
「水性」であることが安全な化学物質と考えていませんか（溶剤に水を使うことが水性であり、水性＝安全ではありません。有害性はSDSで判断しましょう。）	